



# 平成 16 年(行ウ)第 43 号 公金支出禁止等請求住民訴訟事件

## 意見書

前橋地方裁判所民事第 2 部合議係御中

平成 18 年 7 月 14 日

原告 角田 凡夫



本訴訟のハッ場ダムは、その建設目的である洪水調節、都市・水道・工業用水の確保ともに根拠がないことはこれまでの法廷で明らかにされたと思います。本法廷では、ダムを建設する岩盤が脆弱であり、ダムサイトには数箇所土砂くずれ跡と地滑り地が確認され、地域の地質が極めて脆弱であるために、貯水・たん水によってダム周辺が土砂崩壊した奈良県・大滝ダムの二の舞いになることが心配されることなどが明らかにされました。このように、ハッ場ダムは必要でないばかりでなく、危険なものであることが十分に予測されています。

1998 年秋頃、建設現地を訪れた際、ダム関連事業の下請けの仕事をしている人に会いました。この人は「こんな所にダムを造るのがどだい無理なのだ」と吐き棄てるように語りました。下請け仕事をしながらもこのような意見をもっていることが意外でしたが、これはダム水没が予定されているすべての人たちの思いだと後に分かりました。「ダム建設には反対だが、国策だから協力せざるを得ない」という言葉は水没予定地の人々から異口同音に聞かれました。この気持ちは今でも同じだと思います。それが今、代替地問題で国に裏切られています。

「こんな所」とはどんな所か。ハッ場ダム工事事務所の概要説明書によると、ハッ場ダムの流域面積は 707.9k m<sup>2</sup>。ダムの上流域に西吾妻と言われる吾妻郡西部 4 町村があります。ここに降った雨は吾妻川に流れ込んでダムが造られる予定の吾妻溪谷に集まります。吾妻溪谷はいわばその喉もとです。

吾妻川は最上流域に上信県境の白根山があり、その周辺にはかつて 5 つの硫黄鉱山が硫黄を採掘していました。重油の脱硫によって硫黄が副産物として出来るようになったことで鉱山は廃鉱となりました。吾妻川にはその白根山系から流れ出す PH3 前後の強酸性水が流れ込んでいます。群馬県の吾妻川総合開発事業によって酸性水中和事業が始められ、その酸性水中和を前提としてダムの建設計画が現実のものとなりました。永久に石灰を投じて中和することを前提として、200 年に 1 度の洪水を調節するダムを建設するという事業計画はそれ自体、いかに技術が進歩してもほとんど常軌を逸したことと思われま

す。草津温泉下流の湯川に設けられた中和工場では 1 日 60t 余りの石灰が投入され、下流の品木ダムには中和生成物、土砂が堆積しています。品木ダムは堆砂が速く浚渫されていますが、その堆積物を捨てる場所にも困り、生成物に有毒物質が含まれていることが最近分かりました。ダム建設予定地点での中和後の水の酸性度は平均 PH5.9 とされています。白根山系から流れる河川は強酸性の万座川をはじめ 4 河川あり、その中和作業は今後の課題となっています。

流域 4 町村では 27,000 人余りの人々がさまざまな営みをしており、乳牛・肉牛およそ 6,000 頭が飼育され、年間およそ 630 万人の観光客が入り込みます。1 地域で 1,000ha といわれる広大な高原野菜産地も広がっています。年間およそ 300 万人の観光客が訪れる草津町の下水処理量は年間 190 万 m<sup>3</sup> を超えます。このような地理条件からダム水の富栄養化、汚濁は避けられません。集中雨があると吾妻川は濁流となり、清流の利根川と対照をなします。

ハッ場ダムの上流域は「こんな所」なので、ダムの水質の悪化、堆砂の速さは容易に予測できることです。こうしたことから、ハッ場ダムは造れば負の遺産となることは必定。造る必要がないどころか、造ってはならないダムであると考えざるを得ません。

本訴訟において、ダム建設事業本体について審理されますことに敬意と感謝を申し上げます。